第2回愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議 議事結果

- 1 日 時 令和 2 年 8 月 18 日(火) 10:00~12:00
- 2 場 所 愛知県議会議事堂大会議室
- 3 出席者 委 員 別添名簿のとおり

事務局 防災安全局県民安全監、県民安全課長、県民安全課担当課長他5名

- 4 記者 1 社
- 5 傍聴者 4名
- 6 議事内容

開会

県民安全課長

本日は、ご多忙の中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ 今から「第2回愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議」を 開催させていただきます。前回に引き続き、本日司会を務めさせていただきます 県民安全課長の渡邉でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策のため、人と人との間隔を空け、換気を徹底し、簡潔な会議運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

本日の会議は、愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議 設置要綱に基づき公開といたします。記者及び傍聴者については、あらかじめ入 室をいただいておりますので、ご了承ください。

記者の皆様にご連絡いたします。カメラでの撮影は冒頭部分のみ許可します。 希望される場合は、今撮影をお願いします。よろしいでしょうか。これ以降のカメラ 撮影は議事の進行に支障がありますので、行わないようお願いいたします。

また、傍聴の方にご連絡いたします。傍聴人心得に記載された事項をお守りくださいますようお願いいたします。

本日は、会場が狭く、皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解くださるようお 願いいたします。

それでは、はじめに県民安全監よりご挨拶を申し上げます。

挨拶

県民安全監

皆様、おはようございます。県民安全監の内藤でございます。第 2 回愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は猛暑の中、また大変お忙しい中、会議にご出席をいただきまして、厚く 御礼申し上げます。

さて、7月に開催した第1回会議では、県内での自転車が関わる交通事故の状況や、自転車の安全利用に関する県民意識の変化、自転車活用推進法等により今後自転車利用者の増加が見込まれること等についてご説明をさせていただき、自転車の安全で適正な利用の促進に関する新たな条例制定の必要性、「各主体の責務」や「交通安全教育の推進」、「乗車用ヘルメットの着用」、「自転車損害賠償責任保険等の加入促進」という4つの論点について、委員の皆様それぞれのお立場から様々な意見をいただきました。第 1 回の会議でいただいた皆様

からのご意見を踏まえ、事務局にて「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例のあり方(案)」を作成いたしました。本日は、この案をたたき台として、それぞれのお立場からご意見をただければと存じます。

なお、今後の流れでありますが、本日の会議の結果を踏まえ、県として「条例のあり方」を固め、「県民意見提出制度」いわゆるパブリック・コメントを実施したいと考えております。このパブリック・コメントの結果を踏まえ、第 3 回の検討会議を開催させていただき、改めて皆様から御意見をいただこうと考えております。

本日の会議を有意義なものにしてまいりたいと存じますので、忌憚のないご意 見やご助言を賜りますようお願い申し上げます。

県民安全課長

本日御出席の委員は、出席者名簿のとおりで、代理出席も含めて 10 名が出席されています。

ただ今から議事に入らせていただきますが、本日も気温が高いため、会議中は熱中症対策のため適宜マスクをはずすなど、体調管理に努めていただきますようお願いいたします。

ただ今からの進行は、座長にお願いします。

座長

座長を仰せつかっております大同大学の嶋田でございます。本日もよろしくお願いします。お手元の次第をご覧ください。

「(1) 第 1 回検討会議における主な意見への対応等」について、事務局よりご 説明をお願いします。

事務局

(参考資料に基づき説明)

座長

ただ今説明された件は、次の議事にも関わりますので、引き続き説明していただいてから議論したいと思います。では「(2)愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例のあり方(案)」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

座長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見やご質問をいただきたいと思います。特に、「条例のあり方(案)」については内容が多岐にわたりますので、次第にありますア〜エの項目ごとに分けて、皆様からご意見を伺いたいと思います。

ではまず、「ア各主体の基本的な責務」について御意見や御質問ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

片山委員

座長、参考資料についての質問でもよろしいでしょうか。

座長

結構です。

片山委員

参考資料 7 ページ目のアンケート結果では、「自転車の安全利用に関する条例を施行した 10 市町から」という項目において、先行して条例を制定された自治体からは「内容と著しく乖離しないでほしい」もしくは、「レベルが下がることはしないでほしい」ということを書かれています。

県条例が制定された場合、同様の条例がすでに制定されている **10** 市町に住む人は、どちらに従うことになるのでしょうか。例えば、ヘルメットの着用について、ある市町の条例では子供だけが対象、県条例では自転車利用者全員が対象となった場合、その市町に住む人はどちらに従うのでしょうか。確認させていただきたいと思います。

事務局

条例は、法律と違って上下関係はないため、県と市町村の条例間に優劣はな

く、いずれの条例も適用となります。ただし、他の都道府県では、適用除外の規定を設けて、当該市町村では県の条例を適用しないとしているところもあります。

例えば、県が努力義務とした規定について市町が義務を課す場合等は義務の上乗せとなりあり得ることだと思いますが、県が義務とした規定について市町が努力義務とした場合は、県に合わせていただくのか、他の都道府県と同様に適用除外の規定を設けるのか、まずは県の考えを市町にお伝えした上で十分調整していく必要があります。

座長。

よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。

片山委員

参考資料 p.8 の「自転車運転免許証の発行」は安城市が実施されていると説明がありましたが、全ての小学校を対象に実施されているのでしょうか。

事務局

安城市では、市に申請があった小学校を対象に実施されています。実際に自転車走行コースを作って安全な乗り方を指導し、さらに学科試験をクリアした小学生に対し、自転車運転免許証を発行するそうです。

片山委員

ありがとうございました。以上です。

座長

それでは、参考資料に関する質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。では、私から。参考資料 p.9 にはヘルメットの購入補助を実施している市町村が6つあるとありますが、どういった内容なのかわかる範囲で教えてください。

事務局

金額としては大体 1,000 円~2,000 円程度です。例えば、名古屋市では交通 安全ルールを学ぶチェックシートによって事前学習した上で申請すると、補助が もらえるという仕組みです。

座長

他はいかがでしょうか。

先程片山委員からのご質問のあった市町条例との調整は難しい面がありますね。厳しい方へ合わせられるとよいのですが、その市町村区域内では市町村条例に従わなければならないとなると、なかなかややこしいですね。県内で統一できるとよいと思うのですが。

この他に、参考資料に関する質問はありますか。

(委員からの意見なし)

座長

なければ、改めて「条例のあり方(案)」のア〜エについてご意見を伺ってきたいと思います。

各主体の基本的な責務について

座長 それでは、「条例のあり方案」の「ア各主体の基本的な責務」について、ご意見 やご質問があればお願いします。

伊藤委員

2点ほどお願いしたいと思います。

1 点目は、自転車が関わる交通事故を防ぐには、自転車を利用する方の乗り方や考え方が主であり、ヘルメットや保険はあくまでそれを補足するものだと思います。自転車利用者の責務として「交通安全に関する法令を遵守する」と掲げてありますが、実際にはルールを知らない方もいますし、知っていてもある時は歩行者、ある時は四輪車のような動き方をする方もいます。やはり法令をしっかりと理解して、法令に基づいて行動していただくのが一番大事だと思いますので、豊橋市や豊田市のように、具体的な交通ルールを明記すべきではないでしょうか。

2点目として、自転車利用事業者の責務についてですが、先日、配達をしていた原付が車に追突して逃げたため、追突された方が配達を委託した事業者に対し、原付の使用者を教えるよう求めたところ、その事業者はあくまで情報提供者であり、責任があるのは原付の運転者だと回答したということがありました。この条例のあり方(案)で「自転車利用事業者」の責務を規定しているのは、自転車を事業に利用して利益を得ている方には責任も負っていただきたいという趣旨かと思います。個人に配達を委託するような事業形態でも、例えば「第三者をしてサービスを提供させる事業」というように自転車利用事業者として該当するようにはできないでしょうか。調べたところ、自社の社員が時間給で配達を行う事業者については自転車利用事業者に該当すると思われますが、同じデリバリーでも形態によって該当の有無が変わることになるのではないかと思いました。

座長

ありがとうございます。1 点目として自転車利用者の法令遵守について改めて 条例にも加味した方がいいというご意見、2 点目として自転車利用事業者として 該当しない事業者が出てくるのではないかという御指摘でした。

まず1点目については、いかがでしょうか。

事務局

愛知県の条例は法規審査等を踏まえて制定されます。「条例のあり方(案)」についても、たとえ周知のためとしても、他法令の規定と重複する内容の場合は記載しないという前提で作成しています。

自転車の具体的な交通ルールは、条例に記載するのではなく、啓発活動を通 して県民の皆様に周知する際に分かりやすく記載させていただくこととし、条例で は、全く同じ記述はなるべく書かない方向にしたいと考えております。

座長

他自治体の条例では法律と重複して書いているところもありますが、県としては 重複した内容は書かないという考え方ということですね。

事務局

はい。補足ですが、伊藤委員がおっしゃった自転車利用者の乗り方や考え方 を踏まえて、自転車には安全で適正に乗るということをきっちり伝えられる趣旨が 入っていればよいという理解でよろしいでしょうか。

伊藤委員

繰り返しになってしまうかもしれませんが、やはり条例ができる以上、県民の意識がガラッと変わるようなものでないと。「法令を遵守してください」という言葉だけでは、自転車利用者には届かないと思います。

事務局

わかりました。他自治体の条例では、交通ルールについてかなり具体的に書かれていますが、もう少し基本的な意識を持ってほしいということを入れ込む工夫をしていくということでよろしいでしょうか。

座長

今後また具体案が示されると思いますので、その際、伊藤委員から御指摘をいただければと思います。

では2点目の自転車利用事業者の責務については、いかがでしょうか。

事務局

先程のお話にあった第三者に配達を委託するような事業形態の場合、自転車 を利用して配達を行う個人が「自転車利用事業者」として対象となると認識しています。

座長

わかりました。伊藤委員いかがでしょうか。

伊藤委員

運ぶ人だけということですね。わかりました。

座長

はい。他に、ご意見はありますでしょうか。

鈴木委員

私も伊藤委員が指摘された箇所はすごく気になりました。自転車利用者の責務として、少なくとも歩行者や他の車両の通行への配慮といったニュアンスのことは入れた上で安全を守るということを入れていただけるとよいと思います。

また、県の責務として資料 p.2 には「自転車通行空間の整備を推進する」とありますが、資料 p.6 では愛知県警察と道路管理者が関わる項目として「道路交通環境の整備を推進」とあり、前後整合していません。「自転車通行空間」だけでなく、まわりの交通環境も含めた「道路交通環境」と広く書いていただければ間違いがないと思うのですが、「自転車通行空間」では狭いという印象を持ちました。

後は、保護者の責務として、車両管理対策はもちろんですが、子供に対して知識や技能を習得させるというのは、基本的な責務ではないかと思います。「知識や技能の習得」は、次の「自転車交通安全教育の促進」で出てきますが、教育以前の話であるという印象を受けました。保護者としてはやはり、子供に知識や技能を習得させるのは基本的な責務ということで前面に出していただいた方がいいと思います。以上です。

座長

ありがとうございました。県の責務としての「道路交通環境」という表現について、そして、保護者の責務についてですね。事務局、いかがでしょうか。

事務局

自転車利用者の責務については、事務局にて再度検討させていただきます。 また、県の責務についてですが、p.6「道路交通環境」は修正漏れで、正しくは p.2と同じく「自転車通行空間」です。申し訳ありません。

座長 二ノ宮委員 鈴木先生のご意見は逆なのですが、二ノ宮委員関連でご意見はありますか。 県の責務については、事務局の当初案で「道路交通環境」となっていたもの を、当課から「自転車通行空間」として修正するようお願いした経緯があります。 当課としては「自転車通行空間の整備」として事業を実施しているためですが、 p.6 の表には道路管理者だけでなく愛知県警察も書かれており、その辺で整合 がとれていなかったのではないかと思われます。

座長

鈴木先生のご意見では「道路管理」「交通管理」は両方必要ということだと思います。広い意味で「道路交通環境の整備」とした方がよいというご意見ですが。

事務局

鈴木先生のご意見を踏まえ、警察の規制を含めますと「道路交通環境の整備」 の方が良いと思いますので、道路維持課と今後検討していきたいと思います。

座長

保護者の責務に関するスキルや安全教育についてはいかがでしょうか。

事務局

教育は基本というところがありますので、検討させていただきます。

座長

では、よろしくお願いいたします。他にご意見はありますか。

片山委員

「各主体の基本的な責務」に「学校の長」が抜けているのは違和感があります。 「学校の長」は、「イ自転車交通安全教育の促進」に責務が書かれていますが、 文部科学省の学習指導要領では、学校での交通安全教育は教科外の教えるべき内容として掲載されています。基本的責務として「学校」が抜けていて、「保護者」に全て負わせる形になってしまっているのではないでしょうか。家庭での教育も大切ですが、学校が抜けていることについて、どのようにお考えしょうか。

座長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

「学校」には「学校保健安全法」で、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他日常生活における安全に関する指導等を実施する責務があります。先

程申し上げたとおり他法令等の規定と重複する内容であれば条例に記載しない という前提で作成しているため、「学校の長」については記載していません。学校 には自転車交通安全教育をメインに実施していただきたいと考えております。

座長 学校では、学校保健安全法による責務は周知されているのでしょうか。

事務局はい。

座長
それでは、それでもいいかもしれませんね。いかがでしょうか、片山委員。

片山委員 誰に条例を発信するのかを考えていただきたいと思います。県教育委員会や 交通安全教育に携わっている人は、学校保健安全法や学習指導要領等の内容 を当然存じ上げていると思いますが、4~5年前から、保護者の方から、学校教育 現場も忙しいのは理解できるものの、自分たちで教えられない部分は学校で教え てほしいという熱望が上がっております。だからこそ我々のような任意団体が活動

してきたのですが、そのへんで、県民が納得されるのかという部分があります。

座長事務局、いかがでしょうか。

事務局 改めて検討したいと思います。

座長 他にいかがでしょうか。それでは、一旦「ア各主体の基本的な責務」に関しては お認めいただいたものとして、続いて「イ」に移りたいと思います。

自転車交通安全教育の促進について

います。

座長 続いて「イ自転車交通安全教育の促進」について、ご意見やご質問があれば お願いします。

片山委員 お手元の補足資料について御説明します。これは私が作成した資料で、尾張旭市、春日井市、北名古屋市、清須市、小牧市、瀬戸市、東郷町、豊明市、豊山町、長久手市、日進市の11市町からなる愛日地区の教育課程に記載されている内容を基にして、交通安全指導に関する内容をまとめた資料です。教育課程は、文部科学省が作成した学習指導要領に基づき、各地域、本来は各学校が作成するもので、学校教育現場に携わる方以外はあまり目にする機会がないかと思

交通安全の指導について、小学校では、体育科の保健「けがの防止」として公園等での遊びも含み 5~6 時間、道徳では「規則の尊重」「節度・節制」、そして一番内容が多く記載されている特別活動では、「心身ともに健康で安全な生活態度の形成」のうち「B 交通安全」で扱われています。これは、第一次交通戦争を防止するため、小学校では昭和 46 年、中学校では昭和 47 年当時の学習指導要領において、交通安全指導を学校行事及び学級指導で実施すべきものとして一層の徹底が図られたもので、現在の愛日地区の教育課程でも非常に素晴らしい内容で掲載されています。しかし、学級活動についてはキャリア教育等も入ってきてなかなか時間がとれず、厳しい状況になっております。

具体的な内容として、例えばヘルメットの着用は、1 年生から 6 年生まで教育するよう書かれています。また、点検・整備についても 1 年生では「乗る前に家の人に点検してもらうようにする」等と書かれています。5 年生になると、保険とは明記されていないものの、「自転車に乗っている人が加害者になる事例を知り、加害者にならないために注意することを話し合う」と書かれています。本当に素晴ら

しい内容だと思います。こうした教育課程は各地域にあり、名古屋市でも教育センターで公開資料として見ることができ、おそらく三河地区にもあると思います。

しかし、実際には、特別活動は学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事も含め各学年年間 35 時間程度しかなく、交通安全教育になかなか取り組めない状況です。そんな中で条例ができ、どのように実施していくのかというのが大切にはなると思います。

座長

ありがとうございました。教育課程の情報提供として承りたいと思います。他に ご意見はありませんか。

後藤委員代理(髙木氏)

「県」の責務として「学校及び市町村、交通安全推進団体等が行う自転車交通 安全教育を促進するために、情報提供や助言その他必要な支援を行うよう努め るものとする。」とありますが、条例を定める県としては、事故情報の発信を含め、 努めるのではなく「行うものとする」と改めるべきだと思います。

また、「自転車利用事業者」と「自転車貸付事業者」の責務として「自転車交通 安全教育又は自転車の安全利用に関する情報提供等を行うよう努めるものとす る。」とありますが、努めるものではなく「行うものとする」に改めるべきだと思いま す。個人に自転車等で配達を行わせる事業を行っている事業者に確認したとこ ろ、パートナーである配達員への情報提供については前向きな意見をいただい ています。自転車利用事業者が個人事業主となると、少しずれるかもしれません が、情報提供・助言等は可能ではないかと考えます。

また、「学校の長」の責務として、通学で自転車を利用している生徒等に対する 指導・教育については、より高いレベルで行うよう別に表現してもよいのではない かと思います。

座長

ありがとうございます。3 点ご意見をいただきました。まず 1 点目、「県」の責務は「行うよう努めるものとする」ではなく「行うものとする」とした方が良いのではないか。2 点目は、「自転車利用事業者」「自転車貸付事業者」についても「行うよう努めるものとする」ではなく「行うものとする」で良いのではないか。また、3 点目は「学校の長」について、通学者に対しては別の記載が必要ではないかということでした。いかがでしょうか。

事務局

1 点目の「県」の責務については、委員のご指摘ということもありまして、検討させていただきたいと思います。また、2 点目の「自転車利用事業者」の責務については、様々な利用事業者がありますので、再度検討させていただきます。

また「学校の長」による自転車通学者に対する指導については、あくまでこれは自転車利用の条例でありますので、このままでの記載とさせていただきたいと思います。

座長

最後の「学校の長」についても、全ての生徒について自転車交通安全教育を 「行うよう努める」のではなくて、通学者であれば「行う」でもよいのではないかとい うご意見かと思いますが、いかがでしょうか。

後藤委員代理 (髙木氏)

そうですね。確か別の県では、中学生以下の自転車通学の生徒に特化した内容があったかと思います。「教育」でなくても「指導」を含め、「教育又は指導に努めることとする」でもいいのですが、通学の生徒に対しては、一歩踏み込んでもよいのではないかと思います。

事務局

事務局から確認させていただきたいいのですが、先ほど申し上げたとおり、学校保健安全法において、児童生徒等に対する通学を含めた指導についても書かれていたかと思います。法令と重複した内容であれば条例では記載しないという前提があるなかで、どのように考えればよいのか、教育委員会の中村さんのご意見を伺えればと思うのですが。

座長

中村さん、いかがでしょうか。

岩田委員代理 (中村氏)

私も教育ではなく行政なので、学校が個々どのようにしているのか把握していないところはありますが、学校では交通安全教育はひとつの柱であり、交通ルールを学ぶ等は学校の責務であり役割であるため、当然、交通安全教育は実施するものと考えております。

ただ、自転車通学者だけを取り出して教育を実施するかというと、交通ルールは通学者とそれ以外で必要性が変わるわけではありませんので、あえて分ける必要はないと個人的には思います。いかがでしょうか。

座長

「指導」についてはいかがでしょうか。例えば、校門のところに立って、自転車で通学してくる学生に対しての指導というと。

岩田委員代理 それは各学校の取組のひとつであり、条例に記載すべきところではないと考え (中村氏) ます。

後藤委員代理 (髙木氏)

そうですね、学習指導要領のとおりに実施されていれば問題ないかと思いますが、片山委員もおっしゃったとおり、実際にできているのかということもあると思うので、指導くらいであれば、現場の声からすると、交通安全教育ほど敷居が高くないので、条例に記載するのも、ひとつの意識づけにつながると考えます。

座長

事務局にて再度検討してください。他にご意見はありますか。

片山委員

案では、「保護者」と「学校の長」の責務として「自転車交通安全教育を行うよう 努めるものとする」とありますが、長久手市の条例では「自転車の安全利用に関 する教育及び指導を行うよう努めなければならない」とあります。

長久手市も人口が増えており、私たちも、県警第1交通機動隊 B-Force とともに数回、学校での交通安全教育・指導に行ったことがあります。危機感を持っている方は、学校でも取り組もうという姿勢を見せています。

教育はリスクマネジメントの部分もあり、危機管理としては最終的に保険やヘルメットが出てくるかと思うのですが、学校は子供たちが将来にわたって学んだことを他者に対する安全に活かしていけるように育てるべきところなのではないかと考えております。「保険」については、今回の案では「加入しなければならない」という義務になっており、「教育」が「努めるものとする」というのは及び腰で、果たしてこれでいいのだろうか、将来どうなるのだろうかと個人的には感じてしまいます。努めなければならない」と改めるべきだと思います。

座長

むしろ、教育の方は努力義務ではなくて義務だというご意見ですね。事務局、 いかがでしょうか。

事務局

確かに、名古屋市も長久手市も、教育については「努めなければならない」という表現になっておりますので、前向きに検討させていただきたいと思います。

座長

他にありますでしょうか。

鈴木委員 「学校の長」には「大学の長」も含まれますが、大学が小中高校と同じ扱いだと

違和感があります。定義のところなどで区別された方がいいかと思います。

大学はできないと思います。よろしくお願いします。 座長

事務局 検討させていただきます。

座長 他にいかがでしょうか。では、これも一旦お認めいただいたとして、次に進みた いと思います。

乗車用ヘルメットの着用促進について

座長 続いて「ウ 乗車用ヘルメットの着用促進」について、ご意見やご質問があれば お願いします。

自転車はだんだん進化しており、頭部を保護する器具としてヘルメットだけで 木村委員 なく、最近は自転車用エアバックも発売されています。今はまだ高価ですが、 年々値段も下がっており、今後普及する可能性もあります。

> ヘルメットは髪型を気にされる方などもいるため、「自転車用ヘルメット等」と 「等」を入れた方がよいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 木村委員が言われた自転車用エアバックについては認識しており、当初案で は「自転車用ヘルメット等」としていました。しかし、「等」がついていることで、県民 の皆様にとっては何を示すのか分かりづらいのではないかという意見もあり、「自 転車用ヘルメット」のみとした経緯があります。

> 時代とともに変わっていくことを見越し、「等」を入れてもよいのではないかと思 います。例えば、昔、スマホはありませんでしたが、今は自転車乗車中に使わな いこととなっており、時代と共に変化しています。将来的にも使える条例にした方 がいいと思いますので、事務局にて再度ご検討ください。他にいかがでしょうか。

小学生はヘルメットの着用は努力義務です。一方で、中学校の生徒は 13 歳 片山委員 以上となり、中学校へ通学するときは学校からも言われるのでヘルメットを着用す るわけですが、学校関連の大会等の行事のときには、ヘルメットを着用せず、先 生方も確認することができないということがあります。保護者の方からは、「通学、 またはクラブ活動等の学校関連の行事の際に」という風に入れてほしいという声も 耳に入っています。この点はどうお考えになりますでしょうか。

> 通学だけではないということですね。特に子供は放課後、自転車で遊びに行っ たときによく事故を起こすので、むしろそちらの方が重要な場合があります。

> 子供さんのヘルメット着用については、「保護者」の責務として記載している部 分はありますが、確かに片山委員がおっしゃったとおり、部活動の練習試合等で 自転車を利用するところはあると思います。教育委員会と検討したいと思います。

> ついでに申し上げますと、「学校の長」には大学の長も含まれますが、大学生 がヘルメットを着用するのは難しいかと思います。

大学生も、自転車を利用する場合は、「自転車利用者」の責務としてヘルメット を着用するよう努めることとなります。

第1回会議でのご意見にもあった「ヘルメットの着用が当たり前という新たな文 化を醸成」するためにも、ポスター掲示など情報提供に御協力いただきたい。

広い意味で、学生も自転車利用者に含まれると思いますが、大学の長が学生 に対してヘルメットを着用させるよう努めるのは厳しいかもしれません。当方の大

座長

座長

事務局

座長

事務局

座長

学でも自転車に関するポスターの掲示等はありますが、なかなか学生を集めて教育することは難しいと思います。

事務局

これはあくまで「努めるものとする」ものですので、ヘルメットの着用が当たり前となる文化を醸成するためにも、ポスターの掲示などできる範囲でご協力いただきたいと思います。

座長

わかりました。では、他にいかがでしょうか。特になければ、これも一旦お認めいただいたものとして、次に進みたいと思います。

自転車損害賠償責任保険等の加入促進について

座長 続いて、「エ自転車損害賠償責任保険等の加入促進」について、ご意見やご 質問があればお願いします。いかがでしょうか。

伊藤委員

ヘルメットも保険も同じですが、各自治体では助成制度があると伺いました。条例には罰則がないので、すでに条例を制定されている市町でヘルメットの着用や保険加入が進んだかというと、必ずしもそうはいえない部分があり、どのように実現させていくかというところに力点をおく必要があります。そういう意味では、自治体の助成制度が非常に有効だと思います。ただし、お金のかかることですので、予算の関係もあり難しいとも思いますので、対象を通学で自転車を利用する児童・生徒等と限定する形でもよいと思うので、後押しする施策があれば少しずつ文化が定着していくのではないかと思います。条例とは直接関係ないかもしれませんが、「必要な措置を講ずる」の中に、そうした施策も入れていただけるとありがたいと思います。

座長事務局いかがでしょうか。何か考えておられる施策がありましたら。

事務局

条例が制定された場合は当然普及促進を図る予算が必要になりますので、他の自治体が実施されている補助制度についても参考に、検討させていただきたいと思います。

座長

伊藤委員、よろしいでしょうか。はい、他にありますでしょうか。

事務局案では、保険は義務とされていますが、中村さんはいかがですか。

岩田委員代理(中村氏)

前回は前提として、コンセンサスは得られるのではないかということを踏まえて 発言させていただきましたので、色々と考えた上で施策として義務化するのであ れば別によいと思います。

「学校の長」の責務として、保険加入の有無を確認するよう記載があります。小中高校での自転車通学は許可制のため保険加入の有無については申請時に自己申告してもらう形で確認は可能だと思います。ただ、許可制をとっている学校でも入学時に確認して3年間継続となるため、毎年確認することとなると機会がとりづらいかなと思います。

座長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

確認の頻度については、今後検討させていただきます。

座長

自転車損害賠償責任保険については、自動車保険等他の保険の特約ですでに加入しているという人も多いのではないかと思います。

県内市町村ではすでに保険加入を義務としているところもあるため、そことの 調整という面でも義務でよいかと私自身は思いますが、いかがでしょうか。 片山委員

私も前回は義務化することに疑問を感じると発言しましたが、その意味は、自転車の交通安全教育を学校でしっかりとリスクマネジメントとして行った上で、危機管理としての保険等の加入が必要になってくるという趣旨です。教育を重要視しないで保険やヘルメットという危機管理だけを強制しても、おそらく交通環境はよくならないという思いがあったからです。保険もヘルメットも、自発的に意味を感じて実施するのが重要で、ただ義務化すればいいという話ではないということをお伝えしたかったのです。

座長

あくまでもリスクマネジメントとしての教育が大切ということですね。他にも、道路 交通環境の整備など全部必要、マストだということですね。

他にいかがでしょうか。

鈴木委員

資料 p.4 では、「自転車損害賠償責任保険等」と「自転車損害賠償保険等」の 2 種類の記載がありますが、保険の種類が違うのでしょうか。

事務局

大変申し訳ありません、誤記です。「自転車損害賠償責任保険等」と修正をお願いします。「人の生命又は身体」の損害を賠償する保険の加入は「義務」、「他人の財産」の損害を賠償する保険の加入は「努力義務」ということで、分けて記載しています。

鈴木委員

自転車を使う側からすると、表現が大変煩雑で分かりにくいと思います。

事務局

今回ご提示した案は議論のたたき台となるよう、対象を幅広に、責務等は強めに記載しています。

他の自治体の条例をみると、「人の生命又は身体」の損害を賠償する保険の加入について記載されているものがほとんどですが、「財産」についても言及している自治体もあります。

委員の皆様からご意見をいただき、不要の部分を削除あるいは責務が強すぎると思われる部分の記述を修正しますので、ご意見をいただければと思います。

鈴木委員

保険に加入すれば「人の生命又は身体」も「財産」も補償されるのではないでしょうか。

事務局

商品によっては、補償されないものもあるかと思います。

座長

伊藤委員、いかがでしょうか。

伊藤委員

保険に詳しいわけではありませんが、自動車でいう「自動車損害賠償責任保険」は「財産」等の物損には対応しておらず、「人の生命又は身体」の補償のみです。被害者保護の観点からは「人の生命又は身体」の補償は分かりますが、自転車保険に関して「財産」にまで加入を求めるのはどうかと思います。なぜならば自動車・自動二輪等も、物損については任意保険とされているからです。自転車もそれに準じればよいのではないでしょうか。

座長

保険の名称は同じなので、対象を読まないと分からないのはややこしいですね。では、財産の損害を補償するのは努力義務とすべきかどうかですね。努めなければならないのか、任意とするかですが、いかがでしょうか。

木村委員

自転車の保険は、自動車保険や火災保険、旅行に行く場合の保険の特約で入っている人がほとんどかと思います。それでしたら物損の部分もついています。 まずは自身が入っている保険の内容を確認してもらい、加入を検討することが必要だと思います。 一方、ヘルメットについてですが、着用を義務化した国では自転車利用者が 3 割減ったという話を聞いたことがあります。反対に、松山市では高校生に格好良いヘルメットを学校から配布したところ、高校生が格好良いヘルメットを着用している姿を見た一般の方々にも広まったという話もあります。

ー自転車利用者として、ヘルメットも保険もすべて義務化にしたら、自転車の利用は減るのではないかを懸念しています。

座長

ご意見として承りたいと思います。

事務局

ヘルメットの着用について、努力義務とすることについてはどう思われますか。

木村委員

ヨーロッパでは、ヘルメットが努力義務で、自転車専用レーンが整備された場合、道路管理と交通管理上安全だと認識すると、ヘルメットを着用しなくなるそうですが、事故は減っていると聞いたことがあります。

「こうしなさい」というと「やりたくない」という人が出てくると思います。事故を減らすという観点からいうとヘルメットを義務として都市内の自転車利用者を減らすという手もあるかとは思いますが、ヘルメットを着用しなくていいとすると事故は増えると思います。私は、ヘルメットについては「等」をつけた上で、このまま努力義務としていただきたいと思います。

座長

ヘルメットは「努力義務」でよいという御意見ですね。

保険についてはいかがでしょうか。「生命・身体」の損害賠償を義務、「財産」を努力義務とすると、一般の方からみると、非常にややこしいい記述になっているかと思います。また、すでに「生命・身体」も「財産」も両方対象となっている保険に加入されている方も多いのではないかと思います。

木村委員

保険加入については、大学生が一番加入していない可能性はあります。保護者の自動車保険の特約で加入できるのは同居している場合だけなので、一人暮らしの大学生は加入できていないのではないかと思います。

片山委員

木村委員にお伺いしたいのですが、木村委員が主催する自転車のイベントでは、参加者の保険料金は参加費に含まれているのでしょうか。

木村委員

はい、イベント保険として加入しています。色々と特約が付けられるのですが、一番安い保険だと、一人 100 円くらいで加入できます。しかし、事故の補償等を含めると 1,000~2,000 円になってしまいます。私たちが主催するイベントで加入する保険は、入院費が含まれている商品で、一人当たり 150~300 円程度のものです。

片山委員

主催イベントでは、参加者のヘルメットの着用は義務にされていますか。

木村委員

はい、全員義務としています。

座長

他にいかがでしょうか。

事務局

加賀委員にお伺いしたいのですが、「生命・身体」に係る保険も、「財産」に係る保険も、商品としては一体となっていて、分けて書く必要はないのでしょうか。

加賀委員

あまり詳しいことは分かりませんが、前回の会議で自転車保険の加入率についてお話がでたので確認しました。当会会員である 600 の代理店全てに確認できたわけではありませんが、大体 50%くらいの加入率だということでした。このような会議に参加させていただいたので、もう少し詳しく、全会員に調査をしてみたいなと考えております。

また、書き方についてですが、まとめて1つにして良いと思います。

事務局 「生命・身体」あるいは「財産」とは書かなくてよいということでしょうか。

加賀委員 保険の種類によっても違いますので、それを分けて書くのも難しいと思います。

座長 まずは、相手の生命・身体の損害賠償はマストで、必ずついているものですよね。だから、財産の損害賠償がついているかついていないかは、保険の種類によって違うということですね。それは加入されるときに、それぞれが考えることかと

思います。いかがでしょうか。

事務局「他人の財産」の損害を賠償する保険の加入を努力義務とする記述について、

委員の皆様から異論がなければ削除したいと思いますが、いかがでしょうか。

座長いかがでしょうか。

木村委員 保険を使う時のことを考えると、自転車での物損は実費で弁償できる程度のものもあり、保険料の方が高くつく可能性もあります。私も自転車保険の代理業を行っているのですが、試合に出るライダーの保険と、一般の方の保険では 10 倍程度差があります。加入者の方からは、自転車での物損事故として傘立てを壊し

た事例があり、弁償した方が安かったという話を聞いたことがあります。

事務局 分かりました。座長や木村委員、他の委員の皆様のお話を踏まえまして、「他 人の財産」の損害を賠償する保険の加入を努力義務とする記述は削除するとい

う方向でいきたいと思います。

座長 この件について、他の委員の皆様はいかがでしょうか。やはり入れた方がいい

というご意見はありますか。

伊藤委員 自動車も、道路交通法で「他人の生命及び身体」に関する保険加入は義務と

されていますが、「他人の財産」に関する保険について道路交通法上も記載があ

りませんので、自転車についてだけ書くのはどうかと思います。

座長はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。保険に関してはよろしいで

しょうか。

全体

座長
それでは、全体を通して、ご意見やご質問はありますでしょうか。

岩田委員代理 「乗車用ヘルメットの着用促進」の項目にだけ、「高齢者の親族等」があるのは

(中村氏) 高齢者にヘルメットを着用させるためとは思うのですが、他の責務や役割はなく、

ここにだけ登場するので違和感があります。

事務局 御指摘のとおり、自転車乗車中の事故で亡くなる方の多くが高齢者であり、高

齢者が亡くなる事故を1件でも減らしたいという思いで入れさせていただいたもの

です。

座長 確かにここだけ特殊ではありますが。他にいかがでしょうか。

髙野委員 今回で2回目となる「愛知県自転車の安全な利用の促進に関する検討会議」。

委員としてお声がけいただいた時には、国の自転車活用推進法の流れを受け、 愛知県もついに動き出したかと思いました。豊橋市では、もう5年前から動いております。私の認識が違っていればお詫びいたしますが、先ほどからお話を伺っていると、自転車利用者にあれこれと義務を課し、行政も県警も親もこう指導しろと

いうように、非常にがんじがらめのものを2回にわたって議論したと思いました。

「利用促進」という部分が抜け落ちていませんか。環境にも健康にも良い自転車を大いに利用しようという意見はあまり出ておらず、規制、規制、規制ばかりで、自転車の利用を減らすよう検討しているとしか思えません。自転車は楽しい乗り物であるという部分が欠けています。会議の趣旨として「促進」という部分が盛り込まれているならば、何かそうした対策を期待してきたのも事実です。

座長

ありがとうございました。本会議の趣旨が整理されていなかったのではと思いますが、事務局からいかがでしょうか。一方で、今年2月には愛知県自転車活用推進計画を県が作成しており、髙野委員がおっしゃった自転車の活用を推進する様々な施策は盛り込まれていると思っております。今回の会議はどういう位置づけなのかというところが、あまり明確になっていなかったのかなと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

自転車の活用推進については、第 1 回目の会議でも御説明したとおり、2017年5月に自転車活用推進法が施行、2018年6月に自転車活用推進計画が策定されました。それに基づき、本県も2020年2月に愛知県自転車活用推進計画を策定し、その中で、自転車をどんどん活用していくため、太平洋岸自転車道等の様々な施策が掲載されております。

今回の会議は、あくまで交通安全のための事故防止を目的としたものです。人身事故件数や死傷者数が年々減る中で、自転車対歩行者、自転車同士の事故が増加している現状があります。自転車の利用増加に伴い事故も増加するのをどう防いでいくのか。現在も交通事故防止をハード、ソフトの両面から考える交通安全実施計画はありますが限界があります。昨年の県民世論調査の結果を踏まえ、新たな条例の制定を視野に入れ、今回の検討会議を立ち上げ、委員の皆様からご意見をいただいているところであります。

髙野委員

わかりました。愛知県が策定された自転車活用推進計画は、現場に降りてきていますでしょうか。市民もよく理解していないし、実態を把握されていませんでしょう。その再検討はどのようにされる予定でしょうか。

事務局

愛知県自転車活用推進計画については道路維持課が担当しておりますので、二ノ宮委員からよろしくお願いいたします。

二ノ宮委員

愛知県自転車活用推進計画は、パブリック・コメントを踏まえて昨年度策定いたしました。今後、連絡調整会議を設け、推進体制のフォローアップを行っていこうと考えているところでございます。

髙野委員

県が作った計画に基づき市町村がどのような取組を行っているのか、アンケートや報告を実施するなど検証はされていないのではないですか。

二ノ宮委員

今の段階では実施しておりません。

髙野委員

もう 1 年経っているのに実施していないのですね。ワンウェイにならないように していただきたい。これから取り組む気があるのか期待しながら、この会議も、厚 みをつけたらよいかなと思います。

二ノ宮委員

貴重な御意見をありがとうございました。今後のフォローアップの中で十分検討 していきたいので、これからも御協力いただきたいと思います。

座長

連絡調整会議が機能するよう PDCA をしっかりとお願いしますということですね。他にありますでしょうか。

鈴木委員

趣旨に関わる話として、目的欄には「自転車が関わる交通事故を防止する」と ありますが、実際に取り組む内容としては、「交通事故の発生防止、人的被害の 重大化防止、被害者救済」の3つの柱があると思います。表現をより詳しくされる とよいのではないかと思いました。

また、「促進」という言葉についても、今はまだ仮称なので、自転車の安全利用 に関することが強くなっているため、「自転車の安全で適切な利用に関する条例」 とするなど、題目を検討されるとよいと思いました。

座長

誤解を生じさせないタイトルにする必要があるかと思います。事務局にて御検討ください。他に、全体を通してどうでしょうか。

片山委員

高野委員のご意見を聞いて、なるほどと思いました。長野県は「自転車の安全で快適な利用に関する条例」を策定しました。「快適な」とあるとおり、自転車活用推進計画に基づき、観光立県である長野県が自転車を積極的に観光や健康の増進に活用する旨が書かれています。私は自転車の利用を「促進」するためには教育が必要だという考えから発言してきましたが、確かに高野委員がおっしゃるとおり、自転車の明るい部分がないなとも思いました。ただし、それは愛知県自転車活用推進計画の方に書かれているとも思います。ただ、私も含め一般市民は「条例」というものに反応します。「促進」と書いてあると、どのように促進するのかと考えますが、現在は別の部局が担当する別の計画に書かれていることとなります。長野県では、安全で「快適な」条例として、自転車の活用に前向きな部分が表現されているなと思いました。以上、情報提供でした。

座長

ありがとうございます。色々御意見がでましたので、事務局でご検討いただけたらと思います。他に全体を通していかがでしょうか。他になければ、本日の議題を終了し、事務局に進行をお返ししたいと思います。ありがとうございました。

県民安全課長

長い間ご議論いただき、誠にありがとうございました。

閉会にあたり、内藤県民安全監から一言ご挨拶を申し上げます。

県民安全監

第2回愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討会議の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。貴重な御意見を多方面に亘っていただき、大変、有意義な会議とすることができました。本日いただいたご意見を踏まえ、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例のあり方(案)」の見直しをさせていきたいと存じます。ついては、今後すみやかに事務局から委員の皆様に修正案をご提示させていただきますので、再度のご確認をお願いいたします。

冒頭にもご説明申し上げましたが、皆様からの御意見を踏まえ、県として「条例のあり方」を固め、「パブリック・コメント制度」により、県民の皆様からもご意見をいただこうと考えております。このパブリック・コメントの結果を踏まえ、10 月下旬から11 月上旬頃に第3回の会議を開催したいと存じます。詳細が決まり次第、事務局からご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

県民安全課長

以上をもちまして第 2 回検討会議を終了いたします。本日は、誠にありがとうご ざいました。お気をつけてお帰りください。